

# 秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員処務規程

平成19年4月27日

監査委員訓令第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員（以下「監査委員」という。）の組織、事務処理その他必要な事項を定めるものとする。

(代表監査委員の担当事務)

第2条 代表監査委員の担任する事務は、次に掲げるところによる。

- (1) 公印及び書類の保管に関すること。
- (2) 書記、その他の職員の任免及び服務に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、監査委員の庶務に関すること。

(書記その他の職員)

第3条 監査委員の事務を補助させるため、書記その他の職員を置く。

2 代表監査委員が指定する書記（以下「上席の書記」という。）は、監査委員の命を受け、監査の事務を掌理する。

3 書記その他の職員は、上司の命を受け、監査の事務に従事する。

(専決)

第4条 代表監査委員は、その権限に属する事務の一部を上席の書記に専決させることができる。

2 前項の事務専決については、秋田県後期高齢者医療広域連合事務決裁規程（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合訓令第2号）の例による。この場合において、上席の書記は局長、課長及び財務担当課長の専決事項を専決するものとする。

3 上席の書記は、前項の規定により専決する事項のほか、代表監査委員が特に指定した事項について、専決できるものとする。

(文書の取扱い)

第5条 文書の取扱い及び処理については、秋田県後期高齢者医療広域連合文書規程（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合訓令第3号）の例による。

(監査の種別)

第6条 監査は、次の種別に分けて行うものとする。

- (1) 定期監査 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第4項の規定により、秋田県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の財務に関する事務の執行及び広域連合の経営に係る事業の管理について毎会計年度期日を定めて行う。
- (2) 行政監査 法第199条第2項の規定により、広域連合の事務（法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。以下同じ。）の執行について必要と認めるときに行う。
- (3) 随時監査 法第199条第5項の規定により第1号の事務事業について必要と認めるときに行う。
- (4) 公金の出納支払事務監査 法第235条の2第2項の規定により指定金融機関が行

う公金の収納又は支払の事務について必要と認めるとき、又は広域連合長の要求があるときに行う。

- (5) 議会の要求監査 法第98条第2項の規定により広域連合の事務について広域連合議会の要求があるときに行う。
- (6) 請願の措置としての監査 法125条の規定により広域連合議会が採択した請願で監査委員において監査することにより措置することが適当と認められたものについて行う。
- (7) 広域連合長の要求監査 法第199条第6項の規定により、広域連合の事務の執行について広域連合長の要求があるときに行う。
- (8) 直接請求監査 法第75条第1項の規定により、広域連合の事務の執行について請求権を有する者の総数の50分1以上の連署をもって、その代表者から請求があるときに行う。
- (9) 住民の監査請求 法第242条第1項の規定により、広域連合長若しくは委員会若しくは委員又は職員について、違法若しくは不当な行為又は違法若しくは不当に怠る事実があると認めて広域連合の区域内の住民から請求があるときに行う。
- (10) 職員の賠償責任に関する監査 法第243条の2第3項の規定により職員が広域連合に損害を与えたと認めて広域連合長から請求があるときに行う。
- (11) 出納検査 法第235条の2第1項の規定により広域連合の現金の出納について毎月例日に行う。
- (12) 決算審査 法第233条第2項の規定により決算及び関係証書類の審査を行う。
- (13) 基金審査 法第241条第5項の規定により基金の運用について審査を行う。

(基本方針)

第7条 監査を行うに当たっては、法第199条第3項の規定の趣旨に添い、広域連合の行財政運営が法令に適合するとともに、合理的にかつ効率を挙げ適正になされているかにつき、特に意を用いるものとする。

(年間計画の策定)

第8条 監査は、原則として監査対象となる事務事業の動態、監査所要期間等を勘案してあらかじめ年間計画を策定し、これに基づいて行うものとする。

(監査の実施計画)

第9条 監査を行うに当たっては、実施場所、所要日数、監査手続等を定めた実施計画を作成し、これに従って実施するものとする。

(監査の基準)

第10条 監査実施上の基準は、別に定める。

(監査の実施通知)

第11条 監査を行うに当たっては、監査の対象となる機関に対し、事務事業の範囲、期日、場所等を通知するものとする。

(監査の手続)

第12条 監査は、書類、帳簿、証書類等の記録に基づき、照合、実査、立会、確認、質問等必要と認める手続により行うものとする。

(監査報告書の作成)

第13条 監査報告書は、監査終了後遅滞なく作成するものとする。

2 前項の報告書には、実施した監査の概要及びその意見を簡潔明瞭に記載するものとする。

(公印の種類及び保管者)

第14条 公印の種類及び保管者は、次の表のとおりとする。

公印の種類	公印保管者
秋田県後期高齢者医療広域 連合代表監査委員之印	監査委員の上席の書記
秋田県後期高齢者医療広域 連合監査委員之印	監査委員の上席の書記

(公印のひな形及び寸法)

第15条 公印のひな形及び寸法は、別表のとおりとする。

(公印の管理)

第16条 この規程に定めるもののほか、秋田県後期高齢者医療広域連合公印規則（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合規則第7号）の例による。

附 則

この監査委員訓令は、平成19年4月27日から施行する。

## 別表（第15条関係）

名 称	書体	形状	寸法	ひな形	個数
秋田県後期高齢者医療広域 連合代表監査委員之印	てん書体	正方形	方 18mm	秋 田 県 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 代 表 監 査 委 員 之 印	1
秋田県後期高齢者医療広域 連合監査委員之印	てん書体	正方形	方 18mm	秋 田 県 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 監 査 委 員 之 印	1